

議 事 内 容

- 専務理事 ご案内しておりました時間となりましたので、第 57 回常設審議委員会を始めさせていただきます。
- 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 15 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。
- 会長 こんにちは。第 57 回の常設審議委員会、皆さまご出席いただきましてどうもありがとうございます。急に寒くなってまいりました。週間天気予報では、月曜、火曜辺りから寒くなるということでしたが、やはり最近の天気予報は当たるものだとしみじみ思っております。今年もあと 2 週間余りとなりました。今日の新聞には、年間の世相を表す一文字が出ておりましたけれども、1 番目が三密の密、2 番目がコロナ禍の禍、3 番目が病ということで、やはり世相を示すものだとつくづく感じました。今年はずんずん 1 年でございます。新しい年、令和 3 年がよい年であるように祈念したいと思います。
- ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・6 件のほか、「農地中間管理事業の活用事例について」を議題としています。
- どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 専務理事 ありがとうございます。
- 続きまして、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 専務理事 それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
- 議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 それでは、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。
- 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
- 議長 まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は街区（道路、鉄道その他の恒久的な施設又は河川等によって区画された地域）の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている農地であることから第3種農地と判断され、許可し得るに該当するため許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は鉄道の駅から概ね500m以内にある農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-5、〇〇申請の〇〇〇〇用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置さ

れるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-6、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 農地法第4条関係1件、第5条関係6件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 苗代の51千円について、森林組合等から補助は出されないのですか。

〇〇農業委員会 森林組合の方から苗代ということで見積書を出されておりますが、特に補助というのには見積書の中には入っておりません。

〇〇委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員	1点確認をさせていただきたいのですが、申請地北側の農地への通作道路というのは確保されているのでしょうか。
〇〇農業委員会	8ページの土地利用計画図をご覧くださいなのですが、左側の方が北になります。北の方に向かって開発道路が3本向かっていると思いますが、北側の農地に行けるようにそちらをスロープ上に形成される計画となっております。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にご質問等ございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の町営住宅建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	町営住宅の入居戸数はどれくらいの予定になっていますか。
〇〇農業委員会	40戸になります。5階建てで、1階に8戸で合計40戸の計画です。
〇〇委員	分かりました。
〇〇委員	日照の関係は特に問題ないのですか。
〇〇農業委員会	北側が小学校と学童保育になりますので、影響はないものと思われま す。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	それでは、続きまして、次の項目に移ります。 「農地中間管理事業の活用事例」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)

専務理事

以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
なお、次回は、1月15日となっておりますのでご予約いただきますようお願いいたします。お疲れさまでした。

14時15分